

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 30

処 分 名	中央公園体育施設の使用料の減免	
処 分 の 概 要	中央公園体育施設の使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園体育施設条例(平成11年条例第26号)	
条 項	第6条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
判 断 基 準	松山中央公園体育施設条例施行規則第8条第1項の各号に該当する場合。 ・障がい者がテニスコートを利用する場合 ・障がい者がプールを利用する場合 ・その他市長が特別な理由があると認める場合 【根拠法令等】 松山中央公園体育施設条例 (使用料の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減免することができる。 ●審査基準 松山中央公園体育施設条例施行規則 (使用料の減免) 第8条 条例第6条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) テニスコートを利用する人数の半数以上が身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下この号及び次号において「障害者」という。)又はその介護人(障害者1名に対して1名に限る。次号において同じ。)である場合 テニスコートの使用料(附属設備の使用料を除く。)の半額 (2) 障害者及びその介護人が松山中央公園プールを共用利用する場合(団体割引その他の割引制度の適用を受ける場合を除く。) 半額 (3) その他市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額 2 条例第6条の規定により使用料減免の許可を受けようとする者は、松山中央公園体育施設等使用料減免申請書(様式第16号)を市長に提出し、松山中央公園体育施設等使用料減免許可書(様式第17号)の交付を受けなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当することを証する書類等を提示した者その他市長が提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。